

産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会（第7回）

議事録

日時：平成28年12月1日（木）13:00～15:00

場所：経済産業省別館9階948共用会議室

**議事**

1. 開会

2. 議事

(1) 工業用水道事業の現状とこれまでの政策対応について

(2) 工業用水道事業へのコンセッション方式導入に向けた課題と政策対応の方向性について

(3) その他

3. 閉会

**議事内容**

○山田地域産業基盤整備課長 定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会の第7回の会合を開催させていただきます。

私は、地域産業基盤整備課長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、本日はご多用中にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、過半数の委員にご出席いただいております。産業構造審議会運営規程により当小委員会が成立することをご報告させていただきます。

なお今回から、当委員会はペーパーレスで開催させていただきます。お手元に iPad をご用意しておりますので、そちらで資料をご確認いただくこととなりますことを、あらかじめご了承ください。

開催に先立ちまして、事務局を代表いたしまして、経済産業省大臣官房審議官の星野から一言ご挨拶をさせていただきます。

○星野審議官 経済産業省の地域経済産業政策を担当しております審議官の星野でございます。

本日は、大変お忙しい中、またご多用の中、お集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。本来ですと、ここで地域経済産業審議官という私どもの取りまとめの総責任者であります鍛冶からご挨拶を申し上げるべきところでございますけれども、国会等の関係で遅れておりまして、代わりまして私が一言ご挨拶を申し上げます。

リーマン・ショック以降、様々な環境変化がございますけれども、アベノミクスが始まり、一定の成果を得ながらも、ローカル・アベノミクスと言いましょいか、地域、地方の経済は、もう少し活気を取り戻して頑張っていたきたいということで、日々私どもも地域経済、産業政策のあり方について議論をし、また、様々な施策を展開しているところでございます。そういう中で、いろいろな産業構造の点がございまして、製造業と言いますものは、やはり産業の中核であることは論をまたないところでございまして、その意味で工場の立地ですとか、あるいは拡充といったものにおいて大前提のインフラとなりますのが、この工業用水道でございます。ひいては、製造業あるいは産業が地域経済の全体の発展に資するものでございます。したがって、この工業用水の事業の経営が安定的に行われることは極めて大事だと理解してございます。

一方で、先ほど申し上げました産業構造の観点からしますと、ここ10年ぐらいでございまいしょいか、大企業が様々な国際競争の中で海外への工場移転等々のトレンドもございまして、全体的には工業用水道事業を取り巻く環境というのは非常に厳しくなっていることも事実でございます。

これは、産業政策としても、しっかり地方の経済、製造業の活況を取り戻すために頑張るといのはございますけれども、当面の課題としましては、やはり工業用水の給水先の現状ですとか、使用量の減少といった現実に直面している問題に歯止めがなかなかかけにくい状況の中で、何か対策を打っていかねばいけないという問題意識がございまして。

そういう意味で、本日は大変お忙しい中をお集まりいただきましたけれども、この工業用水道事業の現状認識ということを改めて関係のご専門の委員の皆様方と共有させていただきながら、公営事業にある諸課題への対応策の一つとして、最近非常に注目をされておりますコンセッション方式、後ほど事務局からご説明を申し上げますけれども、その導入のあり方につきまして、工業用水道事業法における主要な論点ということでご議論をいただければと思います、今回開催をさせていただいたところでございます。

本小委員会は、有識者の方、自治体からの代表の方、受水ユーザーの方、そしてコンセッション方式の参入の可能性のある事業者の方々など多方面にわたるご専門の方にお集ま

りをいただいております貴重な場でございます。この工業用水の政策のあり方全体につきましても、建設的かつ忌憚のないご意見を、多方面の各視点からのご議論をお願いをする次第でございますので、よろしく願いいたします。

簡単でございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。

○山田地域産業基盤整備課長 ありがとうございます。

続きまして、当委員会の委員の方々をご紹介させていただきます。資料1として「委員名簿」がございますので、ご覧いただければと思います。

本日は、9名の委員にご出席をいただいております。ご紹介させていただきます。

前回に引き続いて委員を務めていただく方が5名いらっしゃいます。

首都大学東京の小泉委員。

○小泉委員長 小泉でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○山田地域産業基盤整備課長 小泉委員におかれましては、第1回から本小委員会の委員長にご就任いただいております。

それから、東洋大学の石井委員。

○石井委員 東洋大学の石井晴夫と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○山田地域産業基盤整備課長 株式会社日本総研の石田委員。

○石田委員 石田と申します。よろしく願いいたします。

○山田地域産業基盤整備課長 独立行政法人水資源機構の稲木委員。

○稲木委員 稲木です。よろしく願いいたします。

○山田地域産業基盤整備課長 レンゴー株式会社の若松委員。

○若松委員 レンゴーの若松です。よろしく願いします。

○山田地域産業基盤整備課長 また、今回から新しく委員になっていただいた方が4名いらっしゃいます。

住友化学株式会社の畑山委員。

○畑山委員 畑山でございます。よろしく願いいたします。

○山田地域産業基盤整備課長 愛知県企業庁の原田委員。

○原田委員 原田でございます。よろしく願いいたします。

○山田地域産業基盤整備課長 公益社団法人日本水道協会の本多委員。

○本多委員 本多です。よろしく願いします。

○山田地域産業基盤整備課長 水 i n g 株式会社の松延委員。

○松延委員 松延でございます。よろしくお願いします。

○山田地域産業基盤整備課長 それでは、ここからは小泉委員長に議事進行をお願いしたいと思います。

なお、プレスの方におかれましては、撮影はこれ以降はご遠慮ください。

委員長、お願いいたします。

○小泉委員長 皆さんこんにちは、ご無沙汰しております。今日は第7回ということで、これから委員会を開催いたします。委員長を仰せつかっております首都大学東京の小泉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回から新たな委員も加わったということで、委員の変更もございましたので、また後ほど、その委員の方々には自己紹介も兼ねてご意見をいただきたいと、このように思っております。

本日は、今まで（第6回まで）の「工業用水道事業の現状とこれまでの政策対応について」、これを議題として説明をしていただいて、その後、先ほどお話がございました「工業用水道事業へのコンセッション方式導入に向けた課題と政策対応の方向性について」、この議論をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入る前に事務局より資料の確認をお願いいたします。

○山本工業用水道計画官 それでは、資料を確認させていただきます。

i P a dでご覧いただくことになっていますが、初期設定におきまして資料1～6を通してご覧いただけるような設定になってございます。もし不都合がありましたら、タッチして左上に「完了」という文字があらわれると思いますので、その「完了」を押していただくと、各資料一覧が出てまいりますので、そこで、それぞれの資料を選んでご覧いただくことができると思います。

もしご不明な点がありましたら、挙手をしていただければ事務局で対応いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

皆様よろしいでしょうか。――それでは、以上でございます。

委員長、よろしくお願いします。

○小泉委員長 それでは、これから議事に入らせていただきますが、まず、審議を始めるに当たりまして、本日の会議は原則公開といたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございました。それでは、本日は公開といたします。

なお、議事要旨につきましては、委員会終了後、速やかに公開、議事録については、委員の皆様方にご確認を得た上で公開、また、資料につきましても原則公開したいと考えておりますので、あらかじめご了承いただければと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議事内容(1)ということで、「工業用水道事業の現状とこれまでの政策対応について」、事務局から説明を、よろしくお願ひいたします。

○山本工業用水道計画官 山本でございます。私から、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

それでは、お手元の iPad で資料2をご覧いただければと思います。

まず、表紙がございますが、一枚送っていただきまして、右下にページが記されてございます。1ページをご覧いただければと思います。

今まで第1回～第6回までご審議をいただいたところでございますが、ここでは、その審議経緯について簡単に記させていただきます。

これまで、施設の更新・耐震化等の諸課題に対応するために、こうした開催を通しましてご議論をいただいたところでございます。今回は第7回ということで、議題にございませうように2点について取り上げさせていただきます。内容については、後ほどまた説明させていただきます。

それでは、またページを送っていただければと思います。

ここでは、参考として第5回の資料をそのまま転記してございます。この資料の中で一つご紹介をさせていただきたいのは、朱書きで楕円の赤丸がついていると思いますが、第6回において、「実際の取り組みについて」というところで、ご報告をまだできてございませんでしたので、この後、ご報告をさせていただきたいと考えてございます。

それでは、またページを送っていただいて、これはまた、中表紙になります。1.で「工業用水道事業の現状について」ということでございます。

またページを送っていただきまして、4ページになります。

「工業用水道の概要」ということで、一応イントロダクションとして示させていただきますが、皆様方はよくご存じのところだと思いますので、説明は省かせていただきます。

またページを送っていただきまして、5ページをご覧ください。

ここにつきましても、「工業用水の利用状況」といったことで、工業用水の概観について示してございますが、この辺についても説明は省かせていただきます。

次、またページを送っていただいて、1-3ですね。「需要の推移と工業用水道事業者の財務状況」ということで、ここからしばらくは工業用水道とか工業用水道事業者における、例えば経営環境が余りよろしくないとかといったようなご紹介を、データに基づいてさせていただきます。

この6ページにおきましては、工業用水の需要量が減ってきているというようなことを上のグラフで示させていただいてございまして、下の円グラフでは、工業用水道事業者の財務状況が芳しくないといったような状況を示させていただいています。例えば左の円グラフでは、経営状況として経常赤字のところ約3割あるといったような具合でございます。

それでは、またページを送っていただきまして、7ページでございます。

ここでは、契約率についての推移を書いてございます。下のほうに各線の説明が書いてございます。契約率とか平均実給水率とか、そういったものについて、ここでは示させていただいておりますが、特に契約率、一番上の折れ線グラフになりますけれども、ここをご覧いただければと思います。朱書きで書いてございまして5年で3%減となつてございまして、平成26年度末では約77%といった状況になっております。

それでは、またページを送っていただければと思います。

今度は、工業用水道事業者における人員の減り具合について示させていただいてございます。朱書きで書いてございまして、10年で2割ぐらい減っているような状況でございまして、こういったところを背景に、各工業用水道事業者において専門知識をもった方々がいなくなって、その技術、専門知識の伝承が課題になっていることは、これまでのご審議の中でも取り上げているところでございます。

またページを送っていただきまして、1-6でございます。今度は「工業用水の費用構成の推移」について示させていただいてございます。

ここもごらんのとおりでございまして、費用構成の大半は減価償却が占めてございます。総額として減る傾向にあります。内訳をご覧くださいとおわかりになりますように、減っている内容としては職員給与費、そして支払利息となっております。平成26年度につきまして、ちょっとトレンドが変わりますが、これは公営企業会計が変わったことにより

まして、減価償却費の扱いが変わったことが原因でございます。

またページを送っていただければと思います。1－7でございます。

これは、私どもの制度でございます補助金額の推移を示させていただいております。大体昭和50年ぐらいをピークにいたしまして、おおむね右肩下がりといったような状況になっておりまして、今年度につきましては、当初予算として約23億円、補正で12億円、合計で約35億円の予算の規模になっている状況でございます。

またページを送っていただければと思いますが、1－8でございます。

今度は、「事故発生件数と耐震適合率」についてのご紹介でございます。多くの工業用水道事業におきましては、高度成長期に整備されたものでございますので、大体耐用年数を迎えつつあって、超えつつあるといった具合でございます。そのためなのか、平成17年以降、漏水事故、比較的大きめの漏水事故が散見されるようになってきているといったご紹介でございます。

もう片方で、右側の棒グラフでございますけれども、管路の耐震適合率は、それでも平成27年度では40%までは達成してきているような状況でございます。

またページを送っていただければと思います。ここからは、工業用水道事業者そのもの話ではないのですが、「工業用水の安定供給」という意味合いにおきまして、今年は、利根川水系を初めとして幾つかの水系におきまして渇水が起きてございます。その渇水の状況について、ここではご紹介をさせていただいております。

それでは、またページをめくっていただければと思います。1－10でございますけれども、そうした渇水への工業用水道事業者における対応事例を一つ紹介させていただいております。

これは、利根川水系の渇水について、千葉県で対応された事例を紹介しております。「特定給水」といった仕組みで、工業用水道の供給先について調整をしたことを、ここではご紹介させていただいております。

それでは、またページを送っていただければと思います。今度は2. でございます。「今後の施策展開（平成26年5月31日）の対応状況について」ということでございまして、またページを送っていただければと思います。15ページになります。

先ほど、冒頭でご紹介いたしましたように、前回の第6回におきましては、第5回でご審議いただいた「今後の施策展開」といった中で取り上げた各項目につきまして、実際の対応状況を報告させていただいたところでございますが、第6回におきましては、「補助金

制度の見直し」、朱書きで書いてございますが、ここについては、まだ検討中ということで実際の取組状況についてご報告をしていなかったところでございます。今回、その具体的な対応をとったところがございますので、その紹介をさせていただきます。

またページを送っていただければと思います。

2-2でございます。「補助金における新たな採択の考え方」でございます。

真ん中ほどにオレンジ色の枠で「問題点」と「見直しの方向性」と書いてございます。ここは、第5回の資料の抜粋でございますが、補助金制度の見直しの部分の抜粋でございます。

問題点としては3つ掲げてございまして、本補助金は、耐震化とか強靱化からの改築事業が主となってきているといったことが1つございます。2つ目の○でありますけれども、当方の補助金は、事業規模要件がかかっている、大きな事業が対象となっております、中小規模事業を対象とした定常的なものではなかったということが2点目でございます。3点目の○でありますけれども、近年としては、大規模建設事業のニーズがなくなっている中、その制度の現状とニーズが合っていないといったことが問題点として挙げてございました。

それに対して「見直しの方向性」として、当時のことでございますけれども、まず①で、「長期継続事業補助金の見直しとして、事業期間の延長は原則として行わない」といったことが取り上げられました。

それにつきまして、今回、どういう取り組みを行ったかということについては、一番下の表に記してございますけれども、まず「①への対応」の欄をご覧くださいと思います。その「改正後」という欄が縦軸にございますが、改正後のところで書いてございますように「事業期間の延長は原則として行わない」といった対応をとってございます。

また、「見直しの方向性」、オレンジのところの②でございますけれども、「採択に際し規模要件のない施設の更新・耐震化に係る予算の当初予算化」といったことがございました。これにつきましては、下の表の「②への対応」のところをご覧くださいと思いますが、「改築事業の採択基準」を変更してございます。従前は、先ほど申し上げたように事業規模を要件としていたところがございますが、それを改正いたしまして、その事業規模要件を一切外しまして、ここに書いてございますように、「更新・耐震・アセットマネジメント指針などに基づく計画を策定し、それを実施するもの」を補助金の対象要件としてございます。



もう一つ、「採択事業期間」につきましても、それまでは10年以下のものであれば、例えば事業として10年分、補助対象として一旦認めていたところでございますけれども、今後はそれを改めまして、個別の事業自体が、例えば10年ぐらいありましても、この補助金の対象としては毎年見直していきますよといったようなことで改めてございます。

それではまた、オレンジ色の「見直しの方向性」の③をご覧いただければと思いますが、新規案件の採択につきましても、事業性や経営健全化への努力に加えて、国土強靱化の視点といったような複数の視点での評価を行って優先順位を決めて予算配分をすることがうたわれてございます。それにつきましても、また下の表をご覧いただければと思いますが、③への対応」ということで、「改正後」のところですが、一つには外部の有識者による委員会を設置させていただいているところでございます。その中で、新規案件の評価といたしまして、事業者の、先ほど申し上げたような更新・耐震化計画の策定の状況でありますとか、あるいは経営改善の取り組みといったような複数の視点において総合的に評価するような内容になっているところでございます。

それでは、またページをめくっていただければと思います。ここからは3. ということで、内容がまた変わりますけれども、これまでの「工業用水道政策小委員会報告書」でありますとか、あるいは第5回における「今後の施策展開」、こういったところでは取り上げられた取り組みへのフォローアップについて、アンケートを行ってございます。それのご紹介でございます。

またページを送っていただければと思いますけれども、3-1です。先ほど申し上げた「報告書」及び「今後の施策展開」の進捗に係るアンケートの実施でございます。

アンケートの項目は全部で7つございます。下半分の表をご覧いただければと思いますが、①から⑦までございます。①から④までが、平成24年に出されました報告書の中で取り上げられている事項でございます。⑤、⑥が、平成26年にご審議いただきました「今後の施策展開」の中で取り上げられている事項でございます。⑦につきましても、この審議会においては、特段取り上げたところではございませんけれども、今やはりITとかIoTといったものが重要でございますので、そういった情報技術についての採用状況についても、このアンケートでお伺いしているところでございます。

それでは、またページをめくっていただければと思います。19ページの3-2でありますけれども、「更新・耐震・アセットマネジメント指針などに基づく更新・耐震計画の作成」ということで、これの作成状況についてお伺いしてございます。

そのアンケート結果は、真ん中の表に示したとおりでございます、平成27年度のところをご覧いただければと思いますが、「作成済み」とか「作成中又は検討中」といったところが過半を占めてございますが、もう一方で「作成予定なし」の事業体数が60件あったということでございます。

この60件につきましては、下のほうに「実施のための課題」という形で書いてございますが、どういった理由なのかという点、「事業規模が小さい」といったことが掲げられています。また「作成予定がない」といっているもう一つの理由としては、事業として比較的新しいということで、もう既に耐震化が済んでいるところも十数件あったような具合でございます。

それでは、また次のページに進んでいただければと思います。3-3の「資産維持費の導入、責任水量制以外の料金制度実施」でございます。

ここにつきましても、アンケート結果は真ん中ほどの表に示したとおりでございます。いずれにつきましても「導入しない」といったご回答が大変多ございます。その理由でございますけれども、＜実施のための課題＞のところに書いてございますが、資産維持費の導入状況につきましては、結局これが値上げにつながることになろうかと思いますが、その値上げ負担の理解を求めていくことが困難といったようなことが挙げられてございます。

もう一方、責任水量制以外につきましては、その理由として、やはりユーザーによっては値上げになるといったようなことで、理解を求めるといった理由がある一方で、もう一つ、今度は工業用水道事業者のほうの収益減につながる場合もあるということで、導入に慎重であるといったような理由も挙げられてございます。

それでは、またページをめくっていただきまして、3-4、21ページをお願いいたします。「ユーザー連絡会の実施」でございます。

これは、今しがたの資産維持費の導入とか、あるいは料金の話などについて、工業用水道事業者からユーザー企業に対して説明を申し上げる際に、工業用水道事業者の経営状況でありますとか、あるいは将来の資金計画等といったものを説明しながら進めていく必要があるのではないかとといったことが、この審議会でも取り上げられてございまして、そういったことを実際に行う場として「ユーザー連絡会」という形で、その実施状況をお伺いしているところでございます。

結果は、真ん中の表に示してございますように、実施されているところが約3分の1、実施していないところが約3分の2といったような状況になってございます。

また次のページに行かせていただきます。3-5の「専門技術の伝承」でございます。

ここでは、先ほど職員数が減っている中であって、一つの問題として「技術の伝承」といった課題が、過去この審議会でも取り上げられていると申し上げましたが、そこにおきまして、各工業用水道事業者において、どういった専門技術の伝承方法があるのか検討し、進めていきたいと思いますということになっていたかと思えます。

それについてのアンケート結果として、真ん中に示しているようなことになってございます。ご覧のとおりでございますが、多くは「研修・訓練」といったような形でございますけれども、いろいろな方法によりまして技術の伝承が試みられているのではないかと思われます。

また次のページへ行かせていただきます。3-6の「災害時等における有効活用」でございます。

これも、審議会の中で取り上げられたところでございますが、工業用水道の設備を、特に災害時において何かしら活用できるように考えておくことが必要ではないかといったようなことがあったと思えます。それにつきまして、各工業用水道事業者におかれまして、その検討状況を伺ったところでございますけれども、その結果は、ここの表に示されているとおりでございますが、「特になし」とされているところが大半でございます。しかしながら、「実際に実施した」とか「検討中」というところもございまして、その主な事例を右側のところに示させていただいております。

こういったところで、まだ検討されていないようなところも、これらを参考に検討していただければと考えます。

また次のページに行かせていただきます。3-7です。「事業統合・広域化、上水道との共用化」でございます。

先ほど紹介申し上げましたとおり、工業用水道事業者の経営環境は、なかなか厳しいところだと思います。それにつきまして、1社のみで経営健全化に努めていくというのはなかなか困難なところだと思いますので、ほかの事業者との統合でありますとか、上水道との施設の共有化など、一つの対策としてあるのではないかといったことが、この審議会でも取り上げられたところがございます。

それにつきまして、その取組状況をアンケートしたところでございますが、「特に取り組んでいない」といったところが、やはりここも過半ではございました。

そうではありますが、もう片方で、それを「実施した」とか「検討中」というところも6、

18という具合でございまして、そこでの主な事例につきまして、ここで紹介させていただいてございます。取り組みを検討していないところにおかれましては、こういった先行事例を参考にさせていただければと考えます。

それでは、また次、3-8で、今度は「情報技術（IT、IoT、ICT）の活用」でございまして。

これにつきましてのアンケート結果は、ここに示されたとおりでございまして、これも、やはり大半につきましては、活用について特に事例はないということではございますが、一方で、既に活用されているところについての事例をここで示させていただいてございます。これにつきましても、導入をされていないところにおかれましては、参考にさせていただければと考えます。

最後でございまして。「(参考) IoT活用による広域化推進の取組」という資料でございまして。

これは、経済産業省と厚生労働省の中で連携して実施しているところでございますけれども、水道事業につきまして、IoTを活用した実証事業を開始してございます。水道事業ではございますけれども、工業用水につきましても横展開ができるのではないかと思いますので、ここでご紹介をさせていただくものでございます。

私からは以上でございまして。

○小泉委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様よりご質問、ご意見を伺いたいと思います。まずは、今回から新たに委員に就任されて本日ご出席の畑山委員、原田委員、本多委員、松延委員から自己紹介も兼ねて、最初にご発言をいただければと考えております。なお、ご発言の際には、お近くのマイクからお願いしたいと思います。

それでは、最初に畑山委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

○畑山委員 住友化学の畑山でございます。今回、ユーザー業界ということで参画をさせていただきたいと思っております。私自身事業所での経験は結構長おうございまして、工業用水の窓口業務なども実際に事業所ではやっておりましたので、そういう意味からも参画をさせていただければと思っております。

私がいた事業所などでも、工業用水は多く活用させていただいておりましたが、先ほどご挨拶の中でもありましたけれども、我々ユーザー業界でも、国内で設備投資を新たにどんどんやっていく状況にはございませんので、そういう意味で非常に厳しくなっております。

す。ただ、その中で維持をしていただくためには、責任水量制とか、そういうことが必要になってきているということも重々理解はしております。

ただ一方で、我々としては、よりコストダウンであったり、効率化であったり、そういうことも含めてご検討をいただきたいというニーズもございまして、そういうことから、今回検討をいただいているコンセッション方式、こういうのも一つのアイデアではないかなと思っております。

あとは、その先に、先ほどご説明の中でもありましたけれども、事業の統合とか広域化、こういうのも含めていろいろ幅広く検討いただくことが必要ではないかと思えますし、あと一つ、懸念するとすれば、こういうことが進んでいったときに、我々ユーザーとして必要なサービスが必要なときに受けられなくならないように、ぜひ仕組みをご検討いただければありがたいと思っております。

とりあえず私からは以上でございます。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして原田委員、よろしく願いいたします。

○原田委員　　私、愛知県の企業庁に入りまして三十数年たちますけれども、おおむね水道事業と工業用水道事業に携わっております。工業用水につきましては、配水管敷設工事もやっておりますし、お客様との対応もやっておりますし、水源絡みのことにも携わっております。それでも半分ぐらいは工業用水ではないかと思っております。

現状というところで、皆さんもご理解になるのかどうかかわからないですけれども、私の持論になってしまうかもしれませんが、工業用水道事業は、最終的にはサービスを提供する側と、それを受ける側、その2つの関係でして、お客様にしてみれば、やはり安くて安定的な供給を受ければ、それはそれでよしなのかなと考えております。

そういった中で、今、私どもサービスを提供する者として、よくいわれているのが、人がいない、技術者がなかなか続いてこない、それから老朽化施設の更新をどうするのか、それから耐震化をどうするのか、そういう問題はありますけれども、ここで、全ての事業者がそういう状況でもないというところを知っておいていただきたいと思えます。

私ども愛知県の企業庁は、まだ、みずからが事業をやっていこうと思っております。ただ、世の中には小さな事業体さんもあって、それが不可能であれば、安定的な供給をいこうと考えれば、例えばコンセッションだとかPPPというものに頼らざるを得ないというところもあるのかもしれません。ただし、最終的にはクライアントファーストという

ことで、お客様がそういう理解をしていただけるかどうかというところが、やはり重要なのかなと思っております。

私、個人的な意見と、先ほどちょっと言いましたけれども、お客様にはお客様の協議会とか、そういう団体を設けていただいていますけれども、私自身は、最終的には、そういうところがS P Cなりをつくって、私どものかわりに事業の一角を担っていただくというのが本来ではないかということ、1人で考えているところもありますけれども、そういうような現状も、切り口はちょっと違うかもしれませんが、少し今後のご参考にさせていただければと思います。

ということで、とりあえずこれで。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして本多委員、よろしく願いいたします。

○本多委員　　日本水道協会の本多でございます。今回、工業用水の会議に参加するにあたり、先日、資料の説明等を受けた際に、上水道と同様に工業用水道も抱える課題が多いということを初めて認識した次第でございます。

しかし、水道の用水供給事業の場合は、責任水量制を採用していることから、赤字のところはほとんどないので工業用水道がどうして赤字なのか、責任水量制にすれば経営が成り立つのではないかなと思った次第です。その点が水道と違うのかなという気がしております。

また、施設の更新や耐震化、アセットマネジメント、これはまさに水道界でも提唱されています。そのほかに資産維持費の導入も提言しています。しかし、導入を実施しないというのが半数以上あるのでしょうか。水道料金の算定は、資金ベースと、損益ベースというのがありまして、資金ベースでやっているところが多いです。したがって、資金残高があれば料金の改定をしません。資産維持費というのは、実は事業報酬と同じ意味合いだと思いますが、積み立てをして、将来の更新に備える。先ほども述べましたが近年は資産維持費の導入を提言していますけれども、導入イコール料金の値上げにつながり兼ねないことから、小さな事業体の多くは導入していないようです。

いずれにしても、同じ水を取り扱い、ろ過池がないということ以外は同じなので、何かお手伝いできることがあればと思っております。

以上です。

○小泉委員長　　ありがとうございました。

それでは、松延委員、よろしくお願いいたします。

○松延委員　　水 i n g 株式会社の松延と申します。今日はよろしくお願いいたします。

私どもの水 i n g は、水道、下水道、屎尿処理場もしくは工業用水道に関するプラントの建設から維持管理にわたるまで長年やらせていただいているわけですが、今回、工業用水ということでございますが、私どもの会社で、全国いろいろな工業用水道施設の維持管理もやらせていただいております、その中で、今後、やはりコスト削減というか、いろいろな効率化を図っていきながら、工業用水道をいかに維持していくかということを役所の方々と議論をさせていただいております。

そのような中で、特に「人」が非常に少ないという印象を受けておりました、その中で、私ども民間企業が今後の人の技術継承といったところ、それとコスト縮減といったところに、さまざまなアイデア、提案をさせていただいて、公共と一緒に持って持続可能な工業用水道事業に貢献をしていきたいと考えているところでございます。

今回、いただいている資料の中の25ページにありますような、特に「情報技術（IT、IoT、ICT）の活用」と書かれておりますけれども、こういったところが、一つ民間のアイデアとして、いろいろな形態でご提案できるのではないかなと思っております。

こういうものもあわせてコンセッション事業みたいな形態の中で、私どもとしても何かできるのであれば、建設、維持管理の世界というのはどうしても縮小傾向にある中で、民間企業としては、新しいマーケットが少し広がっていくのではないかという期待をさせていただいているところでございます。

今日は、よろしくお願いいたします。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

新任の委員の皆様、まずご意見を伺ったところでございますが、あと、ほかの委員の皆様、ご質問、ご意見がある方は挙手でお願いしたいと思っておりますが、その前に石井先生が、お時間の関係もございますので、もし何かございましたら、よろしくお願いいたします。

○石井委員　　済みません、途中で退席しなければならないので、委員長のお許しをいただいて、先にお話しをさせていただきたいと思っております。

先ほど24ページのご説明をいただきましたが、「事業統合・広域化、上水道との共用化」、水は一体であるということは古くて新しい問題としてあります。また河川流域ごとの事業運営というようなことも、今、本格的に叫ばれておりました、そういう中で、今まで法律

がみんな別々なので、なかなか共通化というのは難しい状況にありました。けれども21世紀に入って、こういう水をめぐる供給形態も含めて、ユーザーもそうですけれども、いろいろな問題が発生しております。

そういう中で、今回、「工業用水道の今後の運営を考えなければならない」という大きな課題が、私たちにも与えられておりますので、そういう中で、水全体のことをみながら工水のあり方を考えていくことが必要であるというふうに、ご説明を聞いていて痛感しました。

特に、先ほども計画官からお話がありましたように、共有化への取り組みを実施した事業体とか検討中の事業体は24あるということです。そうすると、これは必ずしも少なくない数値でございますが、全体の中で3割が赤字だということですが、水道事業のほうも、結局は供給単価を給水原価が、要するに給水原価を供給単価が割っているところは、中小であれば約4割程度あります。

そういう中で、水道統計をみますと、数値的には余り目立たないのですが、全体で見れば、異業種で見れば2割程度赤字のところが出ています。そういう中で、小規模というのは、やはり規模の経済性も発揮できないし、経営的にいろいろなことができていないという状況でございます。

ですから、工水のところも、今回アンケートでは150近くアンケートをとってもらって、そういう中で、事業者で見れば151あるわけですが、民間も1社あります。結局、規模の格差が非常に大きい中で、小規模のところをどうやって救っていくか、大規模のところは未売水もほとんどない、99%に近い水の供給を行っているところも幾つもあります。他方で、未売水が6割というところもあるし、余りにも格差が大きい中で、条件を、ある程度幾つかに区切って、そして共有化を促すところは促すことも大切であると思います。具体的な手だてもある程度示してあげなければならないと、私は個人的に長いこと工水も勉強させていただいて痛感しているところであります。

また、本日は、工水についてもコンセンションの細かい資料もいただきました。先ほども、資産維持費は、24年のこの委員会で提案がされて、そして具体的に入れようということでもいろいろやってきましたけれども、これは上水もそうですが、なかなか導入が難しいところがあります。

これは、委員からのご指摘もありましたように、事業報酬のかわりになってきている。同時に今後PPPが進展すると、何が必要かといえば、これは民間事業がやることになり



ますから、やはり配当金とか役員報酬とか、それから積立金とか、いろいろなお金が必要になります。

今回、この後ご説明いただけるのですが、次の資料の17ページに配当金とか、追加項目で、要するに工業用水道事業の料金算定要領の改正についてお話を賜れるということで、改正案の中に、そういうふうに入れていただいています。これは本当にすばらしいことで、上水に関しても、水道法の改正を来年、通常国会にお出しになる準備を今進めておられますので、しっかりとした位置づけが必要になると思います。

水道法改正の議論の中で、結局何をやったかという、本法にコンセッションという事業運営権譲渡方式、つまりPFI法に基づくものをしっかりと明記し、技術の第三者委託と同様に入れて、なおかつ細目については、省政令できちんと明記しようということをお願いしました。

今回も、またこの後、経済産業省さんで、工業用水道事業法の施行規則、新しい施行規則の改訂版をお出しになっていただいております。

水道事業の場合には、料金算定要領は、もちろんしっかりとしたものがありますが、これは日本水道協会さんの算定要領で、法的な位置づけはないのが残念です。ところが工水の場合には、これは水道事業法でありますので、通商産業省令第118号ということで明記されていまして、施行規則もこれは法的拘束力があります。ですから、ここで明記されると、しっかりとした個別の対応ができることになりますので、私は、ここが上水と工水の決定的に違うところであると思っております。施行規則の中で、今回赤字のところいろいろ示していただいておりますので、ぜひこれをしっかりと進めていただきたいと思います。それで、工水は、上水よりもはるかにコンセッションはやりやすいです。というのは、ユーザーも限定されていますし、不特定多数ではなくて特定の少数のユーザーというのは、やはり説明しやすいですね。ところが、不特定多数は、コンセンサスを得るのは極めて難しいのです。そういう中でも格差が余りにもあります。それで、どこが困っているのか、先ほど委員からもお話がありましたように、困っているところを広域化して、そして統合できないところは、それぞれに独立できるところは独立させて、できないところを広域化して、コンセッションとか、それ以外のPPPのやり方も参考になります。一般的には、包括委託などいろいろありますが、オプションを出して、そして、一つはコンセッションとしてやりやすい工水のところで、パイロットプロジェクトで今後、この小委員会でも検討して案を出していただければよいのではないかと考えます。そのことによって、他の事

業体さんも自分のところも、そうしたらできるのではないかということで、非常に勇気づけられると思います。

ですから、具体的なところを、パイロットプロジェクトとして、この小委員会で今後検討して、どこが、どの事業が良いのかということ、試験的に示してあげることも重要であると思います。それで、具体的に要求水準とか業務方法書とか、そういったものも、当該地域や当該事業に合ったようなものを我々も含めて提案してあげることになることが重要であると考えます。

ですから、工水でも良いところは良いのですが、困っている、赤字のところを助けてあげられるような、そういう仕組みを、この小委員会としてもぜひ出していただけると大変ありがたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ほかの委員の方、何かご質問、ご意見ございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。いかがでございましょうか。後で全体取りまとめて事務局からご説明いただきますけれども、いかがでしょうか。

それでは、石田委員から順番に、今までのところで何かございましたら、よろしくお願ひいたします。

○石田委員　　ありがとうございます。

今、いろいろお話が委員の方からも出ていたとおりPPPの中でも、今コンセッションというのがいろいろ議論をされてきて、工業用水道事業についても、コンセッションを適用することによって、今の事業のいろいろな課題を解決できる可能性があるのではないかとということで、その検討をいろいろしてみたいと思っております。

そのときに、資産規模の適正化みたいなものをどのようにやっていくのかというのが、やはり最大のポイントではないかと、ずっと感じておりまして、そういう意味では、本当に数年ではできないことなので、ある程度時間をかけてやっていけるのかどうか……。

それから、先ほどIoTの話などもありましたので、広域的な、管は連結できなくても運営を統合すれば、もっといろいろやりようがあるのではないかと、そういう具体的な議論ができると、スキームだけではなくて具体的にやればこれだけよくなるという話ができるのではないかなと、ちょっと思いました。

後ほどコンセッションのところ、またいろいろコメントさせていただけたらと思いま

す。ありがとうございます。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

それでは稲木委員、何かございましたら、よろしくをお願いします。

○稲木委員　　水資源機構の稲木と申します。

私どもの組織も、耐震化等に力を入れているものですから、資料の23ページの「災害時における有効活用」というところに、ちょっと関心を寄せたわけですが、「今後の対応方針」としまして、災害時に、「補助金制度において、工業用水の利活用を採択の評価項目として導入を促す」と書かれていますが、先ほど石井先生等からありましたように、工業用水の事業者の皆様は民間ですので、社会的貢献というのも目的にはあるのかとは思いますが、小規模で大変な事業体におかれては、例えば災害時に使った分を公的な資金で助けるとか、そういうような制度があると、そういう災害時に使えるような仕組みも考えやすくなるのではないかと思います。

ぜひそういうことも、使ったときに、社会的貢献ということで、工業団体の方たちが負担するというのではなくて、公的資金で何か負担できる仕組みをつくっていただけたらと思います。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

それでは若松委員、何かあればお願いいたします。

○若松委員　　我々、紙パルプ産業というのは、水を非常に多く使って成り立っている産業ですが、そういう中で、回収水も非常に多く使っています。これは、どうしてかという、低廉で安定した供給をしていただいている工業用水の使用料、それよりも、現状では、やはり廃水処理のための排水料金が非常に高い。だから、節水せざるを得ないという状況の中で、水の使用量を減らしてきているという現状があります。

そういう中で、今、工業用水が抱えている契約に対する実給水量の比率であるとか、そういうところ下がっている状況ですが、やはり今回検討のテーマになっている、例えばコンセッション方式によるコストダウンとか、そういうことをやっていかねばならないし、かつそういうことによって、例えばさらに単価が安くなるとか、そうすれば、例えば使用量の少ないような需要家の取り込みとかもできるかもしれませんし、それから、昨今問題になっている陥没事故とか、そういうところの、いわゆる配管等の老朽化に対する対策というのが、今日の資料の中でも「ユーザーへの理解を求めることが困難である」ということで、なかなか取り組まれていないのが現状のようなのですが、そういうことではなくて、やは

りあるべき姿を示すとか、今後の取り組みについて形で示すことによって理解を得ていくようなことをしていかないと、これはじり貧になって、とても対処できない状況になりかねないと思っています。

我々の関係する工場でも、工業用水の配管が破裂して、一時期、水が来なくなって工場をとめざるを得なかったというようなことも発生しています。これは、今年は少ないようですが、去年、一昨年あたりは結構件数があったように思いますので、やはりそういうところの安定供給を行っていただくために、今何をしなければいけないかということに取り組んでいくことができればと思います。今後ともよろしく願いいたします。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

委員の皆様にご意見を伺ったわけですが、次世代の工業用水道、これがどうあるべきなのかということで、非常に大事な検討を今までもやってまいりましたし、これからもやり続けたいといけません。産業立国であるこの国が成り立つための「産業の血液」といわれている工業用水道ですが、このままでは未来永劫は危ない。そういうリスクを感じて、いろいろ検討しているところでございます。

それでは、いろいろ委員の皆様からご意見をいただきましたので、まとめまして、事務局から回答をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○山本工業用水道計画官　　それでは、ご質問等も含めまして、それぞれお答えをさせていただきたいと思います。ご意見については、今後ご参考にさせていただくことにしまして、まず、本多委員から、責任水量制の中でなぜ赤字なのかといったようなご質問があったかと思いますが、これは、若松委員からもありましたように、最初の見込みよりも、ユーザー企業のほうで回収率を上げるなど、水の需要量が減ってきているといったようなことが一つございますし、あと、給水地域において工場がいなくなってしまうということもありますし、逆に、そもそも計画していたとおりに工場が入ってこられなかったといったようなことがある中で、水源開発のためのコストは、当然固定されているところでございますから、そういうところもあって、その差分が工業用水道事業者のほうに回ってきてしまっているといったところではないかと思えます。

次に、いろいろいただいたところでございますが、特に石井委員からいただいているコンセッションの話につきましては、コンセッションのところ、またお話をさせていただければと思います。

あと、稲木委員から、災害時のところでの負担について、何か国のほうから手当てする

方法はないかということですが、当方の補助金の中で、災害によって工業用水道等に何か支障が起きたときには、その修繕をするための枠もございますので、例えば熊本地震のときも、そういった形で補助金は出していたりしてはございます。

趣旨は、そういうことでよろしかったでしょうか。

○稲木委員 趣旨は、工業用水を融通するような仕組みで融通した場合に、本来、その水を使った方たちはユーザーさんではないと思いますが、災害時にユーザーさんではない方に提供した場合に、いろいろな手間暇がかかると思いますが、それらの費用を公的な形で負担できないかというようなことですが。

○山本工業用水道計画官 失礼しました。

過去にも、たしかそういった検討をしていたところがあったかと思いますが、改めて勉強をし直して、対応を考えたいと思います。

○稲木委員 はい。

○小泉委員長 どうもありがとうございました。

今日いただいたご意見、いろいろあったと思いますが、こういったものを踏まえて「工業用水道施策の今後の政策対応の方向性」につきましては、事務局において、次回までにまた課題とともに整理していただくということだと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次に進みたいと思います。議事内容（２）ということで、「工業用水道事業へのコンセッション方式導入に向けた課題と政策対応の方向性について」、これもまた、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○山本工業用水道計画官 それでは、資料３をご覧くださいと思います。

ここでは、「工業用水道事業へのコンセッション方式導入に向けた課題と政策対応の方向性」ということでご説明をさせていただきます。まず表紙を送っていただきまして、右下にありますページ番号が１となっているページをご覧くださいと思います。

ここでは、資料２でお示ししました「現状と課題」について、そのポイントのみ、改めて記載をさせていただきます。

一番下にありますオレンジ色の矢印のところをご覧くださいなのですが、こうした課題を解決しまして、低廉かつ安定的な工業用水を供するためには、工業用水道事業者の事業の運営基盤強化を図ることが必要であると考えているところでございますが、その方策としてコンセッション方式というのが期待されるところではないかと考えてございます。

こうした課題、上に書いてございますような課題の解決を図るためには、先ほど来ご説明申し上げていますような資産維持費の導入でありますとか、基準料金制の廃止でありますとか、雑用水規制の緩和、そしてあとPFIガイドラインの作成といったような検討を、これまでに、この場でもしていただいているところではございますが、その中で、特にコンセッション方式について深掘りをした検討をしていなかったところかと思えます。

それでは、2ページをご覧ください。ここでは、公共施設等運営方式（コンセッション方式）について、簡単に説明をさせていただいております、

ここに書いてあるとおりでございますが、「コンセッション方式とは」ということで、利用料金の徴収を行う公共施設について、その施設の所有権を公共主体が有したまま、その施設の運営権を民間事業者に設定する方式でございます。いわゆるPFI法に基づくものでございまして、この資料において、PFI法に基づく用語とか略語を使っておりますが、このページの中段において、その説明をしております。

それでは、3ページをご覧ください。ここでは、「コンセッション方式への期待」について説明をしております。

1つ目の○のところでございますが、これまでにこの委員会におきましてPFI／PPPの活用に向けた取り組みについて取り上げ、その導入の手引きを既に整備済みでございます。また、そのPFIのうちBTO方式の実績が4件出ているといった具合でございます。しかしながら、BTO方式では、更新・耐震化のための資金調達が課題となる中で、その解決策にはならないといったところかと思えます。

一方、コンセッション方式であれば、ページの中段にございますように地方公共団体のメリットとして3つ記載しているところがございますけれども、特に1つ目でありまして、地方公共団体は、運営を任せることで財政負担なく施設の整備、維持運営をすることが可能となるといったことがあるかと思えます。2つ目、その運営権対価を受け入れることができまして、それを原資に既存債務を圧縮することが可能となるといったことがあるかと思ひまして、こういった点が期待されているところだと存じます。

それでは、4ページをご覧ください。ここでは、これまでのPFI導入に向けた取り組みと導入実績について紹介をさせていただいております。

左側が、その導入に向けた取り組みでございまして、右側が導入実績でございます。4件の実績がありますが、先ほど紹介しましたとおり、いずれもBTO方式でございますし、上水道施設との共用でございます。それで、コンセッション方式の実績はないといったよ

うな状況でございます。

また、5ページをご覧ください。コンセッション方式については、期待するところではございますけれども、工業用水道事業にコンセッション方式を導入しようとしたときに、工業用水道事業法や、その関係規定で定める手続や許可基準における扱いについて不明瞭な点があるといったようなご指摘がございます。

具体的には、ページの中段にありますとおり日本再興戦略2016におきまして、運営権者が水道法や工業用水道事業法上の認可を取得する場合の具体的な申請手続や許可基準について、本年中に明確にした上で、地方公共団体等に周知するとされているところでございます。

それでは、次の6ページをご覧ください。ここで、明確にすべき事項を具体的に列記してございます。工業用水道事業法の手続関係が3点と、料金算定関係が1点、あと、補助金関係が1点でございます。

これらは、いずれも地方公共団体がコンセッション方式を導入しようとしたときに、工業用水道事業法における手続などの仕組みの上で不明瞭な点があるために、その導入の検討が進まないようなことがないように、それらの手続などについて明確化を図ろうということで整理した事項でございます。

でありますので、実際に地方公共団体がコンセッション導入の検討を進めていくと、実態上のさまざまな問題が出てくるかとは存じますけれども、そうした実態上の問題も含めて整理したものではないということにご留意いただければと思います。

それでは、それぞれについて、これから説明を申し上げます。7ページをご覧ください。まず、1点目であります。

工業用水道事業法では、工業用水道事業者が地方公共団体の場合と、地方公共団体以外の者の場合とで、手続等が異なっているところがございますけれども、地方公共団体がPFI法に基づきましてみずからの工業用水道事業について運営権を設定した場合、その運営権者はいずれの扱いとなるか明確ではないといったようなご指摘がございます。

これにつきましては、ページ下の「対応の方向性」にありますとおり、運営権者は「地方公共団体以外の者の扱い」となることを明確化するとともに、運営権者は、工業用水道の施設を所有している必要はなくて、その管理をすることができればよいということも、あわせて明示してございます。

次に8ページをご覧ください。明確化すべき2点目と3点目の事項でございます。

まず2点目でございますが、運営権者が地方公共団体以外の者の扱いとするわけですが、ただ、全く新規にその事業を始める民間事業者とは異なる点がございます。運営権者が、それまで地方公共団体が営んできた工業用水道事業について設定される運営権に基づいて事業を行うものでありますから、その事業を行う者として地方公共団体から既に認められているといった状況がございます。こうした運営権者からの事業の許可申請につきまして、その手続とか許可基準が一般の、通常の民間事業者と全く同じであるのかどうかといった指摘でございます。

これにつきましては、下の「対応の方向性」の1つ目の●にありますとおり、運営権者からの申請につきましては、地方公共団体が運営権を設定し、その実施者として適格であることを認めているところを考慮しつつも、その地方公共団体以外の者と同じ扱いをするということで考えてございます。

この後の資料で、またその点については説明をさせていただきます。

次に3点目でございますが、工業用水道事業にコンセッション方式を導入しまして、その運営権を設定した地方公共団体の位置づけや、求められる役割について明確ではないといったご指摘がございます。

これにつきましては、ページ下の「対応の方向性」の2つ目の●をご覧いただければと思いますが、この場合、地方公共団体につきましては、「休止」と整理しまして、その届出、手続を明確化するように考えてございます。

これは、地方公共団体は、運営権を設定した業務については、みずからその業務を行わないでしょうから、それが、その次の資料に説明します法律で定めるところの工業用水道事業に該当するのであれば、工業用水道事業法上は、事業の休止ということになるであろうという考えでございます。

ただ、休止と言いましても、これも後で説明いたしますが、少なくとも運営権の契約期限までの休止ということございまして、さらには、将来、事業を再開することも予想されるため、無期限の休止ということではないと考えてございます。

また、地方公共団体は施設の所有権を有しているところから、施設の維持に努めることが必要であると考えられますので、その点についても、地方公共団体にはご認識いただくように我々としては努めていくように考えてございます。

少し補足でございますが、ここでいう「休止」というのは、あくまで工業用水道事業法上でいうところの「休止」でございまして、実態として地方公共団体において工業用水道



事業の業務を休止すべきとか、休止するといったことを意味するものではありません、今しがた申し上げましたように、むしろ施設の維持に努めていただくといったことで考えてございます。

次に、9ページをご覧くださいと思います。ここからは、しばらく図などによりまして、これまで説明いたしました3つの事項について補足説明をさせていただいてございます。

まず、「工業用水道事業の範囲」について説明をいたします。これは、次のページで説明をします運営権の設定についての説明につながってまいります。

一番初めの○にありますとおり、工業用水道事業法における定義として「工業用水道」とは、導管により工業用水を供給する施設であって、その供給をする者の管理に属するものの総体ということであります。

これは、先ほど施設を所有している必要はなくて、管理することができればよいという説明をいたしましたが、その根拠となるところでございます。

そして次でありますけれども、「工業用水道事業」とは、一般の需要に応じて工業用水道によって工業用水を供給する事業、そして、「工業用水道事業者」とは、工業用水道事業を営む者と定義をされてございます。

それによりまして、右側の絵にございます工業用水道事業の範囲のうち、右側の絵の中のさらに右側にございます配水施設と導管で共有するところが工業用水道のかなめでありまして、これに加えまして、同じ者の管理に属する範囲内において送水施設でありますとか、取水施設までもが工業用水道となるということかと存じます。

また、工業用水道事業法では、工業用水道事業者に義務を課しているところでございますが、その内容は、このページの下の方の緑色の囲みにあります4つでございまして、この4つの義務の履行についても、その右側にある配水施設と導管で供給することで足りるために、緑色の枠で囲っているところが工業用水道事業者の必要要件となると考えてございます。

それでは、10ページをご覧ください。ここと、その次のページでは、工業用水道事業において、運営権を設定した場合の図を示しております。

ここで、工業用水道事業の必要要件である配水施設と導管のところの事業についてのみ、運営権を設定した場合でございまして、この場合でも、地方公共団体は、運営権を設定した事業については、その事業を行わないということになりまして、それが工業用水道事業

法における必要要件であるために、休止の届出を提出していただくことになります。

もう一方では、取水施設から送水施設までは、引き続き地方公共団体が事業を営んでいるわけではありますが、ここについては、工業用水道事業法における工業用水道事業者ではないという整理で考えてございます。

それでは、次のページをご覧ください。次は、明確化すべき2点目の事項についての補足説明になります。

運営権者は地方公共団体以外の者と同じ扱いではありますが、地方公共団体が行っていた事業を引き継ぎ、また地方公共団体からその事業を行うことが認められているというところが一般の民間事業者とは異なっております。

そうしたところを配慮しつつも、運営権者も一般の民間事業者も基本的には同じ扱いになりますが、運営権者の場合には申請書には、コンセッションの契約書の写しを添付してもらい、そこに審査項目が盛り込まれていれば、一部手続の簡素化になるといったようなことも考えられるところでございます。

それでは、13ページをご覧ください。ここでは、手続の流れについて示してございます。

ポイントの1つは、地方公共団体の事業を引き継ぐために、工業用水の供給が途切れることのないようにということでございます。もう1つのポイントは、先ほど触れたところでございますけれども、朱書きになっている2カ所で、事業休止届出書においては休止期間を明記することと、申請手続において、運営権の契約書の写しを添付していただくというところでございます。

次に14ページをご覧ください。ここも、手続の流れについての説明でございます。

運営権の契約期間が切れまして、別の運営権者に事業が引き継がれる場合について整理してございます。ポイントは、先ほどと同じでございます。

次に15ページをご覧ください。ここも、手続の流れについての説明でございます。

このケースは、あってはならないようなまれなケースだとは思いますが、地方公共団体が運営権者に対して運営権の停止を行った場合についてであります。

先ほど地方公共団体が休止する場合でも、将来、事業を再開することも予想されるといったことを申し上げたところでございますが、それはこのケースということでございます。

次に16ページをご覧ください。明確化すべき4点目の事項について、ご説明をさせてい

たきます。

コンセッション方式の導入によりまして、民間企業が運営権者として事業に参入するわけでありませけれども、工業用水道事業法では、地方公共団体以外の者が事業を行う場合には、供給規程の一部として工業用水の料金について認可するようになってございます。その料金は、適正な原価に照らし公正妥当なものであることとしてございまして、料金算定要領で定める総括原価の費目に基づくことを求めているところでございますが、その費目には、民間企業の費目に必要な法人税でありますとか配当金といったことが示されていないのが現状でございます。

このために、ページ下の「対応の方向性」に記載しておりますとおりですが、料金算定要領におきまして、総括原価の費目として法人税や配当金を示すことにしたいと考えてございます。

それでは、17ページをご覧いただきたいと思ひます。

下の図に示しますように、総括原価に含まれる費用項目といたしまして法人税や配当金を追加するように考えてございます。

次に18ページをご覧いただければと思ひます。

今度は、明確化すべき5点目の事項についてであります。

工業用水道事業者にとりまして、施設の改築にかかる費用は膨大になると思ひますが、資金計画は慎重に計画されると思ひます。そうした中、当方の補助金制度は、大きな存在になっているところだと思ひます。

そこで、運営権者が、この補助金を利用できるかどうか、工業用水道事業に参入するかどうかの判断において重要になるところではないかと考えます。しかしながら、現在の当方の補助金交付要綱では、その点、要するに運営権者の方が交付先となるかどうか、ちょっと不明瞭な内容となっているところがございます。

そのために、ページの下「対応の方向性」に記載してありますとおりで、運営権者も地方公共団体と同等の補助金を利用できるように、補助金交付要綱の改正など必要な手当てを行いたいと考えてございます。

それでは、最後19ページでございますが、ここでは、これまでのまとめを要約して記載しているところでございます。

資料3については以上でございまして、あと、「対応の方向性」に基づきまして、工業用水道施行規則などの改正案を既に検討しているところでございまして、それを資料4～6

として用意しておりますので、あわせてご覧いただければと考えてございます。

私からは以上でございます。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様よりご質問、ご意見を伺いたいと思います。いかがでございましょうか。挙手をしてご発言いただければと思います。

どうぞ、稲木委員。

○稲木委員　　済みません。コンセッション方式について詳しくわかっていないので、ちょっと素人質問かもしれないのですが、このコンセッション方式というのは、施設の財産は地方公共団体がもっているということですが、工業用水道事業者の中に、1事業体だけ民間の事業者さんがいらっしゃったと思いますが、この事業者さんは、施設も含めて、この事業体がもっていらっしゃる……、この1事業体だけ民間の方がいるという中で、このコンセッション方式と、その1民間の事業者さんとの差というか、違いというか、そこがよくわからなかった部分ですけれども、教えていただけたらと思います。

○山本工業用水道計画官　　最初のご質問で、久喜菖蒲というところ、ここが一つだけ民間の事業体でいらっしゃいますが、その設備が自前のもの、所有しているのか、あるいは何かしら他の施設を借りて運営しているのか確認しないと今ここではわからないところでございますけれども、次の質問であります久喜菖蒲と、地方公共団体が設定する運営権に基づいて事業を行う者の違いについてですが、今ざっと申し上げたところでございます、基本的には同じと考えてございます。

ただ、一部違うところとしては、例えば今まで地方公共団体が営んできた事業があつて、そこについて運営権を設定して、それを引き継ぐような形のところがあつた場合、その運営権者になるためには、地方公共団体として、その者を運営権者として認めるようなプロセスもあつたりいたしますから、そういったところについて、全く一般の民間事業者と同じにして手続等を扱うのかといったような疑問はありますので、そういったところについて整理を行って資料にまとめてございます。

ちょっと早口で申し上げたので、よく説明できなかつたところかと思いますが、よろしければ、また後ほどでも説明申し上げたいと思います。

○稲木委員　　ありがとうございます。

このコンセッション方式が導入された場合の運営権者様と、その久喜菖蒲様との損得と言いますか、久喜菖蒲様に不利益が生ずることはないのか？と言いますか、同等の国庫補

助なりの制度はどうかのかなというところもありまして、教えていただけたらと思います。

○山本工業用水道計画　そこは説明しておりませんで、最後に取り上げました当方の補助金制度につきましては、民間事業者さんは、そもそも補助対象とはなってはございません。そういう意味では、おっしゃるところの差というのは、そこでは生じているところではございます。

一方で、運営権者というのは、そもそも地方公共団体が営んでいた事業について運営をする立場でございますので、その点は全くの一般の民間事業者と同じではないと考えてございます。

○稲木委員　ありがとうございました。

○小泉委員長　ありがとうございました。

どうぞ畑山委員。

○畑山委員　10ページ、11ページのところで、ケース1、ケース2を具体例として挙げていただいていると思いますが、この場合の料金の決定は、誰がどういう形で行うイメージでしょうか。例えばケース2の場合だと2段階になりますよね。そのあたりはどういうイメージなのか、まだ具体的なイメージがなければいけないで結構ですけれども、あれば、少し教えていただければと思います。

○山本工業用水道計画官　基本的には、このコンセッションの制度というか方式の原則に立てば、運営権者が各受水企業さんとの間で料金について設定していただくことにはなるかと思います。

ただ、もう一方で、ご質問にはない話ですが、地方公共団体が運営権を設定するに当たっては、料金として何かしらの決め事をする可能性があるということは、一つつけ加えておきます。例えば上限を設けるとか、そういったことがある可能性はあるということでございます。

○畑山委員　ありがとうございます。

ただ、今の前提は、1エリアに1事業者というのが大前提というような考え方にはなっているのでしょうか。

○山本工業用水道計画官　そこは、実態と法律の制度の話で違いがあるかもしれませんが、工業用水道事業法では、特に1つのエリアというか地域に1つの事業者しか入れないといったような縛りはございませんので、実態としても同じエリアに2つの事業者さんが給水しているような事例はございます。

○小泉委員長　　よろしいでしょうか。

○畑山委員　　はい。

○小泉委員長　　それでは、どうぞ、原田委員お願いします。

○原田委員　　いろいろご意見を伺うといっぱい出てくるのですが、今の料金の話では、地方公共団体が設定しようとする条で定めなければいけないのですが、そういう仕組みにしようとするにもかかわらず事業としては休止だと。休止にもかかわらず料金を設定するというのが、少し不整合になるのかもしれないですね。

それと、事業自体を休止するという事は、工業用水道事業の規模によっては、二度ともとは戻れない可能性もあります。ただ、地下水を配るだけであれば良いのかもしれないですが、浄水処理等を必要とする場合に、そういう技術を一旦ほかに渡してしまうと継承できないものですから、二度と事業としては再開できないという感じがあります。

それで、もともとに戻りますが、今回のコンセッション、先ほど私もお話ししましたが、サービスを提供する側と、それを受ける側、そのサービスの提供者の運営権をほかへ委ねるという状況でしょうけれども、そういう中で、どこに需要があるのかというところがすごく不明確ですが、例えば運営権を授かる者にとっては、新たな市場が生まれるというところで良いのかもしれないですが、クライアントにしてみれば、それで料金が下がればメリットはありますけれども、果たして下がるのでしょうかというところですね。

今一番苦しいのは赤字のところですよ、きっと。そこはコンセッションに移せば、料金を上げると思います。そうでなければやっていけないはずですから。それだったら、今の公が料金を上げて、普通の技術系の委託だけでもできるかもしれないし、市場の拡大というところだけが、随分前面に出てしまっているような気が私はします。

それと、8ページで施設の維持管理は公も一部やっていかなければいけないと、そういうお話があったと思いますが、そうすると、二重になるような気がします。本来コンセッションの事業者の方がやっていることを、公もそこにわざわざ人を残して同じことをやっていかなければいけない。なおかつ補助金の話も、これからコンセッションの事業者の方に打つようなことを可能にされるのかもしれないですけども、起債という話はあるのかないのかわからないのですが、私どもが、今ある起債の償還というものもあわせて事業者に丸投げにしまって良いものなのか、それとも公の関与が要するのか。要るとすると、また二重になって、メリットが発揮できるのかどうかという気はします。

以上です。

○山本工業用水道計画官　いろいろとご質問いただきましたが、最初のご質問が何でしたか、申しわけないですが、後のほうからいって、まず起債ですが、起債というのは、恐らく更新ということのための起債ということで……

○原田委員　いや、当初の、私どもはダム開発もしていますので、そういうものに係るものとかですね。

○山本工業用水道計画官　まず、運営権の設定の仕方というのは、ここではケース1と2ぐらいでしかお示しできなかったわけですが、恐らく実際には多様にあると思います。設備を、例えば新築でつくることについてどうするかといったことも、コンセッションだけではなくて、いわゆる従来のPFIという手法も考えられて、そういった複合で取り組まれることもあるかもしれません。それぞれの手法において、誰が開発の、建築の事業主体になるかということとはかわってくると思いますので、それは、恐らくケース・バイ・ケースということになろうかと思います。

例えば運営権を設定したからといって、必ずしもその運営権者が起債をするとか、あるいは資金を集めるとか、あるいはその事業をしなければいけないとかいうことではなくて、その運営権の中で誰がどこを担うのかを決めることだと思いますから、その内容次第になるかと考えます。

○原田委員　ただ、PFIというのは、民間資金の活用というのが大前提ですよ。PFIの中のコンセッションであれば、改めて建設、改築に用いるものを公が起債を起こすことは、基本的にはないはずですよ。

○山本工業用水道計画官　一般的な――なかなか事例がないので一般的も何もないのかもしれませんがけれども、恐らく普通に考えると、施設の維持等については運営権を設定した、その中で行われるとは思いますが、ですけれども、おっしゃられているのは、維持ということではなくて、さらに踏み込んで建設とか改築というところの部分だとは思いますがけれども、その部分については、こうだという話ではなくて、それぞれのケースにおいて考えられるところではないかということでございますけれども。

○原田委員　今の維持管理については、起債することはございません。それは、要は料金で本来賄うべきことですので、その起債の話は、建設だとか、そちらの話で、これは置いておいても、先ほどの、要は公にもまだ人が残る、コンセッションでも、という、その二重になるところで、そういうメリットが生まれるのかどうかといったところが少し疑問は残るところです。

○山本工業用水道計画官 残られた人がどうなるかとか、そういった課題というのは、実際の問題としては起こり得る話だと思います。ただ、コンセッション制度を導入しようという地公体におきましては、多分何かしらそのためのお考えというか、もともになっている状況があると思います。

先ほど石井先生が、例えばということでおっしゃっていたと思いますが、非常に小規模で、そういった中で人もいないとか資金もないといったような状況において、その中で課題を解決する一つの方法としてコンセッションというのが有力ではないかといったようなお話があったかと思います。

そうでありますので、すべからくの事業者において同じようにコンセッションというのはメリット、デメリット論があって、同じ条件でということではなくて、各事業者のそれぞれの状況等に応じて考えられるところになるのではないかと思います。

それは、済みません、私の説明が悪かったのかもしれないけれども、すべからくコンセッションで解決しようとか、そういう意味では全くありませんで、コンセッションというのは、あくまでいろいろな課題の中で有効に働くことがありますよねといったような意味ですけれども、その中で、今の我々の手続等の中で不明瞭な点があるというご指摘があるものですから、それを今回明確化して、導入を検討されている方におかれて、その仕組みの不明瞭さが導入の妨げにならないようにしたいというところがございますので、その実態のいろいろな問題がありますことについて、本日ここで取り上げているところではないことをご留意いただきたいとは思いますがけれども。

○原田委員 それは理解しているつもりでしたけれども、個別の話でやっていけば、確かにどういう手法をもってやるのかというのは違うと思いますが、ただ、今回コンセッション方式でという前提であれば、小さかろうが大きかろうが全て取り込むようなものにしておかなければいけないわけですよね。やはりそこは、もう一度ということになりますけれども、そういう形でなければいけないのではないのでしょうかとも思いますけれども。

○山本工業用水道計画官 そういう形というのは。

○原田委員 要は、小さな事業体で今赤字のところだけをコンセッションでどうにかしていこうというところだけを取り込めば良いという話ではなくて、私らのように水源を持って自ら浄水して、というところも、最終的には、この新たに設ける考え方ですか、その中でも泳げるようなものにしておかなければならないのではないかとともに思いますけれども。

○山本工業用水道計画官 その点で、ケース1、2しか示せないところで、私として誤



解を招くようなご説明を申し上げたのかもしれませんが、繰り返しになりますが、運営権の設定の仕方というのは、恐らくさまざまだと思います。例えば今その体制が十分であって、そもそもコンセッション導入を考えられていないところも当然あると思いますし、仮に考えられていて、人の問題をどうするかといったようなことを考えたときには、本日ここで議論していただいているのは、手続というよりも、多分やり方の問題で、例えば総務省からも、コンセッションの受け手、運営権者に地方自治体の人を派遣するようなことについても想定されていて、どういうことになるかといったような文章も、たしか出ていると思います。

なので、実際のそういった問題については工夫というか、やり方の問題であって、仕組みの中で何か妨げになっていることを解消する、しないとかというところの話では、私はないように理解しているのですけれども。

○原田委員　はい。

○小泉委員長　どうもありがとうございました。

それでは本多委員、よろしくをお願いします。

○本多委員　私も、原田委員と同じように休止の関係については、もう一度整理をされたほうが良いのかなと思います。

次に、3ページのメリットで、「民間事業者に公共施設の運営事業を任せることで財政負担なく、整備・維持運営することが可能」とありますが、コンセッションは、施設は官が持ち、運営権は民が持つ。つまり、通常の修繕等については、運営権を取得した民が行うと思います。しかし、例えば耐震管の布設替え等については、やはり官側が行わなければならないと思います。それを、今回の仕組みの中に入れることになれば、その更新したパイプ、これは運営会社の財産になるわけですね。

そうしたときに、先ほど税金の話が出ていましたけれども、それに加えパイプに関してみれば、道路に布設する際には占用料というのが必要になります。水道の完全民営化というのは、そういうところがネックになってできないという試算もあります。占用料、それから固定資産税等の税は、全部民が負担しなければなりません。したがって、その辺を含め、コンセッションの仕組みを、きちんと押さえたほうがよろしいのではないかと思います。

また、基本的にコンセッションの仕組みは指定管（指定管理者制度）と同じですね。——同じというか、すごく似ています。指定管は、契約期間がすごく短い。コンセッションは10年とか20年とか長期間にできるというメリットがあります。そのことが理由でコンセ

ッションということが、検討され始めたと思いますけれども、実際は、現行のルールの中でできるのではという気がしています。検討に水を差すようで申しわけありませんが。

水道の話をさせていただきますと、先ほど石井委員からもお話がありましたけれども、給水収益については、実は5万人以下の水道事業体は1,400弱の事業体のうち70%ぐらいありますが、この事業体はほとんど赤字です。表面上出てこないのは、一般会計からの法定外の繰り入れがあるため、3条予算については見せかけの黒字になっています。そういうお話を民間事業者の方にさせていただき、このような事業を民間として運営しますかと問うと、いや運営しませんという回答でした。当然ですよ、赤字まで出して運営できませんから。

したがって、広域化を行って規模のスケールメリットを出すということが、水道のほうでは進んでいます。ただ、工業用水がどのような状況にあるのかは、勉強不足で承知しておりませんが、やはり広域化など民側にもある程度メリットが出る手法を前段にとった上で総合的に判断して頂ければと思います。

したがって、最初に戻りますけれども、コンセッションの仕組みから、施設の更新等については、外さなければならぬと思います。

なお、あと17ページに料金の表が載っていましたが、運営権を設定したときに、官側は運営権の対価というのをもらえるようになっています。したがって、料金には対価は入りますよね。それがどこに含まれているかよくわからないのですが、営業費用か何かに含まれているのですか。

○山本工業用水道計画官　ここで示しておりますのは、水道料金の原価構成でございますので、その対価というのは、PFI法上で運営権というのは物権扱いになるということで、減価償却費として入っていることになります。

○本多委員　料金のことですから、その辺については調べられていると思いますけれども、見た際に違和感があったので、質問しました。

○小泉委員長　どうもありがとうございました。

松延委員、よろしく申し上げます。

○松延委員　私どもの民間企業は、あくまで運営権者になることが前提に、我々の立ち位置としてはあるのですが、やはり我々民間企業としては市場が広がるだろうと。

先ほどもいわせていただきましたが、通常の公営企業会計でいうところの3条予算だけだと、先ほどの前の資料の10ページにもありました費用構成をみると、やはり減価償却費

とか支払利息とか、そういったところの創意工夫ができないような費用がほとんどある中で、コスト縮減というのは、現実的にはなかなか厳しいかなと思っています。

やはり範囲は、後でまたご質問したいのですが、ある程度3条予算プラス公営企業でいうところの4条予算に関するところをまとめてやらせていただいた上で、ある程度規模のボリュームをいただけるのであれば、コンセッションに限ったことではないと思いますけれども、民間企業としても一つ魅力のある大きな事業になり得るのではないかなと思っています。

先ほどほかの方がいわれていた投資をして、いわば民間企業としてコンセッションの運営権者がお金を借りて設備投資を行って、それで、資産は民間が持つのではなくて、それを一旦公共側のほうに寄附した形で、資産はあくまで民間はもたない形でやらせてもらうというのが、多分合理的ではないかなと思っています。

ですので、その原資、いわゆる金を借りて設備投資をして、そのお金をどこで返済していくのかというと、それが料金で回収していけるような事業運営をしていくというのがポイントではないかなと思います。

我々民間企業の場合であれば、公共ももちろんコスト縮減に一生懸命努力はされていると思いますけれども、我々も民間のアイデアの中で、今現状は赤字の事業体でも、その赤字の幅を少しでも減らせるような、コストをなるべく下げた形の設備投資というのも検討していけるのではないかと考えています。

それと、一点お聞きしたいのは、今回、我々も運営権者として将来的に目指していきたいと思ったときに、11ページですか、配水施設だけを運営権として設定されても、配水施設は地中に埋まっていて、現状の老朽化の度合いであるとか、現状どのような状況になっているのかというものがなかなかわからない中で運営権を設定されても、リスクがはっきりできなくて、事業として一体どれぐらいかかるのかというのがはっきりみえないというのが正直なところでは。

ですので、今申し上げたような3条予算と4条予算に関するところをまとめて事業をやらせていただけて、民間事業者としては非常に魅力のある事業になるのであれば、逆に取水施設から送水施設に関して、一つ運営権というものを設定していただいて、そこを運営権者としてやらせていただく。ですので、民間としても9ページでいうところの工業用水道事業者になりたいわけではなくて、やはり運営権者として設備投資まで含めて事業を実際に運営できるような、そういう立ち位置で少し検討できるような、そういう選択肢もあ

ったら良いのではないかと、正直にいつて思っているところでございます。

以上です。

○小泉委員長　ありがとうございます。

それでは、畑山委員お願いします。

○畑山委員　万が一委託を受けている民間の事業者の方が急に撤退をしたいとか、あつてはならないのですが会社更生法の適用を受けたとか、それで急に事業運営ができなくなるという場合に、何かセーフティネットというか、そういうのは何もなくなるというふうな理解をしておかざるを得ないということでしょうか。そういう場合には、こういう縛りがありますとか、何かそういうのが方向性としてはあるのかどうかというところを、少しお伺いしたいと思います。

○山本工業用水道計画官　そこにつきまして一つお示ししたところが、お示ししたつものところがありますのが15ページでございます。

今おっしゃられたのは、まさに運営権の停止ということだと思います。破産とか、何かしらの理由で運営権者がきちんとした事業を行わないようなときに、こういった停止の処分というのがあるのかもしれませんが。

確かに、例えば倒産してしまったとかいうことになると、手だてというのはなかなか打ちようがないところではありますが、ここで示させていただいておりますのは、運営権者としては、工業用水道事業を廃止したいというような手続を、正規の手続上であれば申請してこられるというのが、この法律上の段取りでございます。

でありますので、その事業の廃止手続、申請が出てこられたときには、朱書きで書いてございますけれども、「公共の利益を阻害しない理由」というのを書いていただいて、それが、今おっしゃられたような受水工場のほうに何らかの影響が及ぶというようなことで、ただ単に事業をやめたいといったような場合には、法律上において、それは認められないといったようなことが、私どものほうでできるようにはなっております。しかし、そういった形で、事業者さんが残る形で、ただ単にやめたいといった場合には、こういう形で、それをだめだというような仕組みはできてございます。

もう一方で、確かに倒産とかされていきなり事業ができなくなる場合に、何か手当があるかという、残念ながら現時点では、それについてアイデアがあるわけではございません。なので、そういったところもあつて、なかなか現実的ではないというご指摘もあるところかもしれませんが、地方公共団体のほうで再度給水するようなところに努め

ていただきたいと考えているところでございます。

○畑山委員　　ということは、やはりリスクは当然あるということですかね。突然供給がとまるリスクはあるということですね。

○山田地域産業基盤整備課長　　そもそも事業許可をするときに、経理的基礎として収支や資金計画などをしっかりチェックすることになっておりますので、そこは倒れないような企業のみが運営権者になれるということでございます。

○畑山委員　　ありがとうございました。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、原田委員、今の件ですね。どうぞ。

○原田委員　　先ほどもお話ししましたが、一旦休止をすると、そのノウハウがなくなりますので、公は事業としてまず復活はできないと思います。そこだけ、やはり少し念頭に置いておいていただいたほうが良いのではないかと思いますけれども。

○小泉委員長　　ありがとうございました。

それでは、稲木委員どうぞ。

○稲木委員　　ケース1とケース2とあるかと思いますが、ケース2の場合には、現状と取水施設を管理する者が変わらないので問題はないのかと思うのですが、10ページ、ケース1の場合、河川水の場合、もともと地方公共団体が水利権を持っていたということになるかと思いますが、水利権は地方公共団体ではなく、運営権者が取るということになるのでしょうか。

○山本工業用水道計画官　　水利権は、地方公共団体ということになろうかと思います。多分施設の所有権にひもづくということが水利権の中での整理だと、私は理解してございますので、地方公共団体になろうかと思います。

○稲木委員　　財産権と水利権者は一緒だということですか。

○山本工業用水道計画官　　はい。

○稲木委員　　ただ、工業用水事業者として休止してしまう中で、水利権というのは、国交省さんとのお話でしょうけれども、事業者ではないのに、水利権を持つということになるのでしょうか。

○山本工業用水道計画官　　ここも、休止というのは、あくまで工業用水道事業法上における一つの手続、扱いということでございます。それで、例えばケース2に書いてございますように、いわゆる法律でいうところの工業用水道事業者ではないかもしれませんけれ

ども、工業用水に係る業務というのは、運営権が設定される中でも行い得るところではないかと考えますし、その運営権の設定というのはさまざまだと思いますけれども、そういった個別のケースにおいて考えていくところではないかと、私としては思っています。

○小泉委員長　どうぞ原田委員。

○原田委員　後でと思ったのですが、それは河川法の話になると思いますので、そちらのサイドで整理していただくことではないかとは思いました。

○小泉委員長　山田課長お願いします。

○山田地域産業基盤整備課長　少し戻りますけれども、原田委員から休止に関しては、休止すると實際上、事業はできなくなってしまうのではないかとご懸念がございました。その点を補足させていただきますと、確かに実態上は原田委員がおっしゃるような状況になってしまうのかもしれませんが、そこは、運営権に関しては期間を定めて設定するわけですので、その運営権が終了した際に運営権者としてはその期間を全うしたということで終わってしまって、ユーザーが宙ぶらりんになってもいけませんので、運営権を設定する以上は、運営権が有限なものであるということを前提にすれば、やはりいざというときには休止ということで、再度やるという構えで、そういう覚悟で運営権の設定をしていただきたいと思っております。

もしそれが、本当に一旦休止をしてしまって事業はできないということであれば、それはPFIというか、コンセッション方式ではなくて、むしろ廃止をして、民間事業者に事業を譲渡するとか、そういうことを選択されるべきではないかと考えております。

○原田委員　今の続きという意味合いではないのですが、そうすると、やはりそれなりの人を置いておかなければいけないと、そういう考えも出てくるということですね。

それから、PFIの絡みで、うちではPFIをやっていますけれども、そうはいつでも、やはり毎年モニターということはやっております。監督ということはなかなかできないものですから、そういう形での関与ということも実はしております。

それと、先ほどの松延委員のお話の中で、PFIも一番苦勞するのは、やはり4条のものをセットにしないとなかなかメリットはなくて、引き受けていただけないところがあるというのは、先ほど言い忘れたので、今改めて言わせていただきました。

○小泉委員長　ありがとうございました。

それでは、若松委員よろしくお願いします。

○若松委員　今の、例えば運営権者がやめるとか、それから期間終了するというのは、

供給のリスクとかにも関連してくると思いますけれども、9ページの図とか表、この図をみていると、運営権者になることに、それほど魅力があるのかどうかと感じてしまうのですが、というのは、例えば電力とかガスの自由化の問題についていえば、送電線はつながっている、それからガスの導管もつながっている。そういう条件があるわけですね。そうすると、例えば取水施設のところなどを選択することができるとか、そういうインフラが整っているわけですね。

ところが、現状の工業用水の状況でいうと、民間でここからここまでやろうとなったときに、例えば導水のところから送水のところまでやろうということになったときでも、取水する場所が限られている。例えばもうちょっと事業として供給地に近いところであるとか、やりやすい場所を選択するようになるときに、取水するのが限られていると、そのところで、このエリアでしか事業はできないということになると、非常に魅力が薄れるのではないかなと思います。

それで、先のテーマのときに、こういった問題も出ていましたけれども、そういうインフラを整えて、その上でコンセッション方式のような形で次のステップを踏むということを考えていかないと、余り魅力はないのではないかなと感じました。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

石田委員、先ほど何かご意見があるようでしたが、いかがですか。

○石田委員　　皆様のご意見をお聞きしていて、何のためにコンセッションをやるのかというのが、まずあるだろうなと思っております。

それで、コストを削減するというのであれば、そのコストを削減するためには、今インフラのご指摘もありましたが、まさしく資産の再構築みたいなものが、本当にどれだけ物理的にできるのかというところが1つのポイントで、それをやる能力が公共団体さんのほうであれば公共団体さんがやれば良いと思いますし、ないところであれば、それは運営権者さんの力をかりてやっていく。お金の面と技術の面と両方なのかなと考えております。

それと、恐らく今回は、具体的にコンセッションを推進していくというよりは、諮問会議等で運営権ができるような法的な措置をとりなさいということがあってということなので、いわゆる現場の声みたいなものがなかなか入ってきにくいだろうなと思っているのですが、4ページに高萩市さんで、内閣府事業で一応検討はされているので、この工業用水道で運営権を活用した場合の課題整理とか、どんなものになっているのか、もし成果があれば、そういったものをご参考にされると、もう少し手触り感があるというか、実際の現

場の状況を踏まえたケース設定とか、問題設定がしやすいのではないかと思ったりもいたしましたので、ご検討されたらどうでしょうかと思います。

個人的には、民間は、儲かるから工業用水道事業に投資しようという感覚にはなかなかならないのかなと。やはり不可欠なサービスとして自治体さんがまずこの事業をやるという意思があって、その中で民間企業さんが、そこにご協力、支援をしていくという形だと思うので、そのときに工業用水道事業者が地方公共団体以外の者ですとって事業者として位置づけるのが妥当であるかどうかというのは、今日いただいたご意見なども踏まえて、もう一度少し検討したほうが良いかもしれないなと思いました。

水道のほうも、基本的には別のライセンスをつくろうとかとあって、それはなくなったみたいですが、何となく事業者に運営権者になる、それで自治体さんのほうは事業を休止するということは、確かに先ほどの水利権の話とかも考えると、法的なたてつけは少し複雑なのかなという気が、お聞きしていて思ったところでございます。

以上です。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

本日、委員の皆様からいろいろなご意見が出たと思います。あくまでもこの第7回のコンセッションについての検討というのは、ニュートラルな立場で、そういうことに手を挙げる企業がいたときに、法的にできるようにしようということだけというふうに私も認識しておりまして、今日皆様のご議論をいろいろ聞いていて、手を挙げるところがあるのかなというのが、私の個人的な偽らざる感想ではございます。

ただ、そういう中で、先ほど石井委員がおっしゃったように、モデルケースとしてちょっとやってみようという話などは、割とおもしろいアイデアではないかなと思いますが、国がそれを誘導することもどうかという点もあって、これからどのような地域にそういったことが起こり得るのか否か、その辺、少し具体的に考えていく時代なのかなというふうには思っております。

ただ、いずれにしろいろいろ皆様からご意見をいただきましたので、事務局としてもそれに基づいて少しご検討いただいて、最終的に赤・黒の資料（資料4、5、6）がございましたが、この様に修正すれば、コンセッションの手を挙げた民間企業があったときには、それはできるということになるかと思っておりますので、そういう方向性については、いかがでしょうか、何かございますか。そういう方向で進めてよろしいということよろしいですか。



ただ、今日いろいろ休止の定義の問題とか、取水、水利権の問題とかいろいろ出てまいりました。それから、どこの部分を運営権者に任せるかとか、いろいろ出てきたと思いますが、その辺については、事務局で今後詰めていただいて、まとめていきたいと思っております。

いかがでしょうか。何か事務局でございますか。

○山本工業用水道計画官　私のほうでなかなかお答えできないところがあって、大変申しわけございませんでしたけれども、一つ、私ども事務局として伺いたいのは、今委員長からもご発言がありました、資料4、5、6、これが実際に今後対応していきたいところでございます。こういった対応をすることで、もともとの課題でございます。手続等の不明瞭な点というのが解消できるところになってくるのではないかと思います。いろいろ実態上の問題等についてご指摘はいただいたところでございますけれども、そういったことは、資料4以降については、また別な課題であるように考えるところでもございますので、この点については、この方向で進めさせていただけるようお願いをしたい、ご了承いただきたいと考えてございます。

○山田地域産業基盤整備課長　いろいろいただいた宿題等については、次回までに整理をしてお示ししたいと思っております。

○小泉委員長　どうもありがとうございました。

それでは、そのようなことで委員の皆様、よろしくお願ひしたいと思います。また何かございましたら、事務局にご意見等をいただいて、最終的には委員長一任という形をとらせていただきますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございました。

それでは、今後も国が一步を踏み出す形でコンセッション方式の導入、そういったものを検討していくということで取り組んでいきたいと、このように思います。ありがとうございました。

それでは、議事は以上となります。

最後に事務局を代表して鍛冶地域経済産業審議官から一言いただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○鍛冶地域経済産業審議官　地域経済産業審議官の鍛冶でございます。

前半部分に出ることができず、申しわけございませんでした。

後半部分で、本日の主要論点について、諸先生からご指摘いただいたことを踏まえま

て、山田課長、山本計画官が申したとおり、しっかり反映すべきところは反映した形で委員長とご相談しながら進めてまいりたいと思いますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

最後になりますが、次回の開催について、事務局からよろしくお願ひいたします。

○山田地域産業基盤整備課長　　本日いただいた貴重な意見を踏まえて、今後の政策に生かしてまいりたいと考えております。

次回の開催は未定でございますけれども、改めてご連絡、ご相談させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○小泉委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、ご用意しました議事は全て終了いたしました。

これにて、第7回工業用水道政策小委員会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

——了——